

議 事 録		
件 名	第 5 回 さいたま市水道事業審議会	
日 時	2020 年 7 月 8 日 (水)	自 10 : 00 ~ 至 11 : 30
出席者	審議会委員	石井会長、江原副会長、安藤委員、市村委員、中島委員、廣田委員、藤枝委員、酒井委員、田中委員
	傍聴者	4 名
場 所	ときわ会館 大ホール	
公開又は非公開の別	公開	

1. 開会
2. 議事

(石井会長)

これより次第に従い、議事を進めます。

議事の「さいたま市水道事業長期構想の策定について」を議題といたします。

- (1) 素案について事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは「さいたま市水道事業長期構想（2021～2030）」の素案（案）についてご説明をいたします。

前回の第 4 回審議会につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面形式にて開催をいたしまして、審議員の皆様へ素案（案）の送付をさせていただきました。そして、全員の方よりいただきましたご意見とその対応につきましては、「資料 1：第 4 回さいたま市水道事業審議会での意見及び対応」にまとめております。これらのご意見を踏まえ、6 月に局内にて検討部会、委員会を経て、素案（案）について精査を行い、修正を行って参りました。第 4 回審議会から変更になった部分を赤字、見え消しでお示しているのが資料 3 となります。資料 2 は赤字、見え消しでないものとなっています。そこで今回は、資料 1 と資料 3 の素案（案）をもとに修正した点を中心にご説明をさせていただきます。なお、ご指摘いただきましたとおりに修正した点やご意見としていただいたものに関しては割愛させていただきます。

それでは資料 1 の 1 ページをご覧ください。全体的なご意見に関しましては「過去・現在を踏まえて、将来を見据えたバランスの良い構想となっている。」「とても分かりやすくなって良かったと思う。」とのご意見をいただいております。その他に、「水道法の改正（基盤強化）の記載がない。」とのご指摘を受け、第 1 章、第 3 章、第 5 章の関連する箇所に追加をいたしました。

「将来の進むべき方向性として、「用水供給」と「末端供給」との統合も視野に入れる必要があるとの文言を入れてはどうか。」というご指摘を踏まえ、素案（案）の59ページ「第5章 5-5（2）【施策②】」に水道用水供給事業者である埼玉県との連携を記載いたしました。

続きまして、素案（案）の表紙をご覧ください。タイトルにつきまして「2021～2030となっているが、「第6章 投資・財政運営の基本的な考え方」では、2050年の予測が出て来るため、2050年とした方が良いのではないか。」というご指摘を受けました。この長期構想は水道事業ビジョンとして50年、100年先の将来を見据えた本市水道事業の理想像を明示することを基本といたしまして、その計画期間の本市の上位計画である、総合振興計画の基本計画に合わせて2030年までとしています。投資・財政の考え方につきましては、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中・長期的な経営の基本計画である経営戦略の設定基準に則り、可能な限り長期的な見通しが必要なため、その推計につきましては30年後の2050年までとしています。長期構想はその推計をもとに10年の計画期間にて各施策を推進して参る所存でございます。

続きまして、素案（案）の目次をお開きください。下側に記載の通り、新たに「資料編」を作成することにしております。ここには、本市水道事業の沿革や審議会での経緯、詳細な水道関連の資料を掲載したいと思っております。あくまで、本市の資料を掲載するため、19大都市の詳細計画の掲載につきましては見送りたいと考えております。

続きまして第1章の修正事項でございます。資料1の1ページ7番と素案（案）の1ページをご覧ください。「新興感染症（新型コロナウイルス感染症）についても触れるべきではないか。」というご指摘を踏まえ、追加をいたしました。

続きまして第2章の修正事項でございます。資料1の2ページ11番、12番と素案（案）の3ページをご覧ください。「一人一日平均給水量」と「一人一日最大給水量」の図も入れた方が分かりやすいと思う。」というご指摘を踏まえまして、追加をいたしました。また、データの掲載期間として「平成26年度～平成30年度まででは短すぎる。」というご指摘を踏まえまして、図2-1-1と図2-1-2の期間を平成17年度～平成30年度までといたしました。

次に第3章の修正事項でございます。資料1の3ページをご覧ください。まず初めに第3章全体に関わる事項について説明いたします。資料1の19番「指標一覧の表の字が小さ過ぎて読めないの、読みやすいようにしてほしい」とのご指摘を踏まえ、文字サイズを大きくしました。更に最終的にデザインを整える際に再度調整させていただき、見やすくなるように工夫して参ります。また、資料1の20番「②課題が課題に対する対応となっている箇所がある。課題にとどめたほうが良い。」とのご指摘をいただきました。課題の捉え方につきましては、問題を解決するために取り組むべき内容を課題としております。これらの問題を解決するための対策を第5章で掲げております。そのため、「～の推進、検討、強化」等は課題と捉えて表現しております。

続きまして素案（案）の12ページをご覧ください。資料1の18番「業務指標を使用する理由が不明確である。」というご指摘をいただきまして「多くの水道事業者が統一的に使用している」という文章を追加しました。また「指標が記載されているページを第3章冒頭で示した方がわかりやすいのではないか。」というご指摘を踏まえまして、追加をいたしました。

続きまして資料1の4ページ25番、26番と素案（案）の17ページをご覧ください。「課題②」の3つ目「自己水源の適切な利用規模の検討」に関して、望ましい方向性や規模につきまして複数のご指摘をいただきました。これを踏まえまして、わかりやすくなるよう「将来の人口減少に合わせ、過剰施設とならないよう」という表現を追加いたしました。

続きまして素案（案）の18ページをご覧ください。資料1の28番「貯水槽水道指導率」について、具体例があるとわかりやすいのではないか。」というご指摘を踏まえまして、20ページの文章中に具体例を追加いたしました。また資料1の29番、30番「給水管の事故割合」の具体例や事故割合が高い理由を示すべきではないか。」というご指摘をいただきました。給水管の事故割合の指標は、施策が直結する分野である素案（案）25ページ「3-3（2）管路」へ変更し、理由を示した上で対策として第5章の56ページ「5-2(2) 【施策①】」の「漏水調査・修繕事業」に繋げるようにいたしました。

続きまして資料1の5ページ33番と素案（案）の19ページをご覧ください。「表3-2-4は資料編を追加するのであれば、そちらに移行してもよいのではないか。本編では、少し細かすぎるのではないか。」というご指摘を踏まえまして、資料編に移行いたしました。それに伴い、本文には水質基準の説明と本市の水道水が水質基準を満たしているという内容を追加しております。

資料1の6ページ39番、40番と素案（案）の22ページをご覧ください。浄・配水場の現状におきまして、「さいたま市水道局では、配水池の貯水量は足りているのか、足りていないのか、どのように捉えているのか。」というご指摘を踏まえまして、本文の内容を修正いたしました。

続きまして素案（案）の26ページをご覧ください。資料1の6ページ44番で「管路の現状に関してダウンサイジングも含めた管路ネットワークの再編成を考える時期に来ていると思われる。」というご指摘を踏まえまして、素案（案）の27ページ「3-3（2）②課題」及び、63ページ「第6章 6-1（2）③管路」の整備方針に管路ネットワーク再編成につきまして追加をいたしました。また、資料1の6ページ45番「図3-3-3に推計条件を記載すべき。」というご指摘を受けまして、図の下に説明として将来の更新延長の推計条件を追加いたしました。なお、図につきましては更新率1.0%を維持した場合でも、法定耐用年数を経過する管路の延長及びその割合を表す図にいたしまして、素案（案）の25ページの本編にて「更新率を1.0%維持した場合でも大幅な増加が見込まれます。」という表現にいたしました。

続きまして素案（案）33 ページ、災害時の応援協力に関する協定につきまして、資料1の51番でご質問がありました。表3-4-4の左右にある、災害時における応援協力に関する協定は、さいたま市の委託業者と締結している協定であり、現在、委託業者が1社のため、このようになっております。また、表に示した協定は水道局が独自に結んでいるものでございます。その他、表に示した以外にもさいたま市で締結している協定もあるため、適宜それを利用しながら災害対策を進めて参ります。

素案（案）の34ページをご覧ください。資料1の52番「(2)危機管理②課題」につきまして「「・職員数の減少を踏まえ、…」とあるが、職員数の減少がここにだけ記載があることに違和感がある。」とのご指摘を踏まえ、職員数の減少は全体に関わることから該当する部分は削除しています。

資料1の8ページ56番と素案（案）の40ページをご覧ください。「[図3-5-3 給水装置の管理区分]とその説明は、P4~7の「2-2 水源・水道施設」のところで説明したほうがわかりやすいと思う。」というご指摘をいただきましたが、水道施設の概要ではなく、課題に繋がる現状であるため、第3章でお伝えしております。

続きまして素案（案）41ページをご覧ください。資料1の58番「[給水装置の管理区分について引き続き啓発を行い、]と記載しているが、第二次改訂版の2-9 広報・広聴には書かれていない。」とのご意見がありましたが、第二次改訂版の「4-4 (1) ①」に給水装置等の維持管理区分のお知らせとして施策を位置付けております。継続的に啓発していたことを示す文章や資料等の有無、給水装置の管理区分につきましての啓発の必要性については素案（案）40ページに記載をしております。

資料1の9ページ61番と素案（案）の42ページをご覧ください。「表3-6-1 指標一覧の職員一人当たりの給水収益が19大都市の平均値と比べると、高いように見受けられる。その点をどのように評価しているのか。また、差額は適切な範囲なのか。加えて、職員一人当たりの業務量が適切に配分された上での値なのか。」というご意見をいただきました。その点につきましては、素案（案）42ページ中間に説明を追加いたしました。

続きまして素案（案）46ページをご覧ください。資料1の63番「(1)財政に関する課題」におきまして、「水道施設の再構築の推進が再度挙げられているが、ここが極めて重要な部分である。今回の新型コロナウイルス感染防止対策として、現場では事業継続の配置が行われているが、今後益々民間との一体運営や、人手に頼らないスマート水道メーター等 ICT や AI の活用が不可欠となる。」というご意見をいただきました。これを踏まえまして素案（案）47ページ「②課題」の内容を充実させております。また、素案（案）46ページ、47ページ、59ページの「民間活力の推進」に関しまして、資料1の65番「推進するだけでなく、官と民との適正なバランスを意識したような表現にしてほしい。」、68番「運営権を売却するような形態の民営化はして欲しくない。素案（案）の中に「運営権を売却するような形態の民間委託はしない」という一文を挿入してほしい。」というご意見をいただきまして、各ページに官民連携のバランスに関する内容を追加いたしました。

資料1の10ページ66番、67番と素案(案)48ページをご覧ください。「水道事業における官民連携に関する手引きを参考にまとめた表は本編ではなく、資料編でもよいのではないか。」というご指摘をいただきました。ご指摘を踏まえまして、資料編に掲載することといたします。

次に第4章についての修正事項でございます。素案(案)50ページと資料1の10ページ69番、70番をご覧ください。「4-1 将来像に掲げている市民(お客さま、関係事業者の方々)カッコ内の「市民」は不要ではないか。」という表現についてご指摘をいただきました。ご指摘を踏まえまして「市民」には、お客さまも関係事業者も含めた意味合いであることから、「市民(お客さまや関係事業者の方々も含む)」に表現を修正いたしました。

続きまして第5章についての修正事項でございます。資料1の71番「表5-1 本市水道事業の課題と対応する施策」内の「表5-5 基盤強化」の対応する課題に「3-1 水需要」を追加。」とのご意見をいただきました。この点につきまして水需要の課題は全体に関する課題であるため、第5章の冒頭に述べる形としています。

続きまして素案(案)55ページをご覧ください。資料1の72番「5-1【安全】安全な水道水の供給」のタイトルに「安定した」という表現を入れ、「安定供給の重要性」を述べてもいいのではないか。」というご意見をいただきました。こちらにつきまして「5-2」におきまして安定を述べていることからタイトルはそのままとさせていただきます。また安定供給の重要性は素案(案)34ページ「新型コロナウイルス感染症」の取り組みでも触れるようにいたしました。

続きまして資料1の11ページ74番と素案(案)56ページをご覧ください。「5-2(2)施策①」の「漏水調査事業」について、調査をすることが事業の目的のように見える。」というご指摘を踏まえまして、「漏水調査・修繕事業」に修正いたしました。

続きまして素案(案)57ページをご覧ください。資料1の75番「5-3(2)推進する主な施策②危機管理対策の推進」に「今回の新型コロナウイルス感染防止対策への取り組みについて述べて欲しい。」というご意見をいただきました。この点につきましては先ほども紹介しました34ページ「新型コロナウイルスへの対応」として記載をいたしました。

続きまして第6章につきましての修正事項でございます。資料1の77番と素案(案)の61ページをご覧ください。「5-5 経営基盤の強化、投資・財政運営」の所で、将来の厳しい状況をダブってもここで再度述べる必要があるもの考える。」というご意見をいただきました。これを踏まえまして、第6章の冒頭部が充実するよう内容を追加いたしました。

続きまして素案(案)63ページをご覧ください。資料1の79番「さいたま市公共施設マネジメント計画」の表紙だけ出て来るが、一般市民には分かりにくいと思う。」というご意見をいただきました。内容につきましては、施設概要及び配置状況は第2章、現状と課題については第3章で記載をしております。マネジメント方針やコスト推計等についても長期構想に盛り込まれているため、現状のままとさせていただきたいと考えて

おります。

資料1の12ページ80番と素案(案)の66ページをご覧ください。「①水道料金について」の中で、「現行の料金体系・料金水準を可能な限り維持していく方針とします」とあるが、その理由・根拠は何か。」というご意見をいただきました。ご指摘の趣旨を踏まえまして、可能な限り維持をするための取り組みに触れ、表現を修正しております。

続きまして素案(案)65ページをご覧ください。資料1の81番「②企業債について」の中で、「適正な」や「過度な」という表現があるが、企業債がどの程度の規模なら「適正」で、どの程度なら「過度」なのかわからない。」というご意見をいただきました。ご指摘を踏まえまして、表現を修正しております。

最後に第7章についての修正事項でございます。素案(案)67ページをご覧ください。資料1の82番「長期構想のフォローアップにおけるKPIが2つとなっているが、長期構想は3本柱(安全、強靱、持続)なので、対比できるようにした方がよい。」というご指摘をいただきました。この点につきまして、「投資」と「財政」という2つの指標とし、その他は中期経営計画にて定め、取り組んで参りたいと考えております。説明は以上となります。

(石井会長)

ありがとうございました。事務局から「さいたま市水道事業長期構想の策定について」の議題(1)素案について説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(中島委員)

66ページの上から4行目「内部保留資金」は「内部留保資金」の誤りかと思っておりますので、修正をお願いします。

(事務局)

修正します。

(中島委員)

計画自体が経営戦略として位置付ける形となっています。第3章以降の各項目に「強み・弱み」が書かれていて、良いと思います。経営戦略の位置付けということですと、収支バランスの見込みについて示さなければならないという項目があったかと思えます。その辺りを資料編に挙げるのか、どこに挙げるのか、それともここでは挙げないのか方向性を教えていただければと思います。

(事務局)

収支バランスにつきましては、長期構想の方で方向性を位置付けまして、長期構想の後に作成いたします中期経営計画に収支バランスを載せて、両者を合わせて経営戦略として位置付ける方向で考えております。

(石井会長)

他にありますか。

(安藤委員)

収支バランスについてですが、コスト削減を図るということと、毎年の投資額の平準化を図るということで、資料3の64ページに水道施設の整備費用については今後125億円程度というグラフが出ています。一方で、65ページには水道料金水準を一定にしたまま、水の使用量が減っていくことで、水道料金収入が減っていくというグラフが出ています。66ページには次世代とのバランスを考えると記載されていますが、毎年投資額に一定金額が必要にも関わらず、料金収入が減っていくということは次世代の負担が大きくなるのではないかと思います。次世代の負担を減らすとなれば、投資が十分に出来なくなるということが推測されます。料金収入と企業債、すなわち次世代の負担とのバランスを考えることが重要だと思っていて、「水道料金は現行の料金水準を可能な限り維持する」というところだけ具体的に前提を置くのはいかがなものかと思いました。

(事務局)

収支バランスを計った上で効率的な経営を目指していかなければならないと考えていますが、料金体系や料金水準は可能な限り維持していく方向です。基本的には通常の業務の中でも3～5年の間隔で料金水準を推計しています。そういったバランスを見ながら、企業債や投資とのバランスを図って事業を進めていく方向でございます。

(石井会長)

今の説明を65ページ「6-2 (2) ①水道料金について」の赤字の直したところの下に追記した方が良いと思います。現行の料金算定要領に「3～5年のスパンで料金の適正な料金水準を設けてください」と書かれています。そうすると21年～30年の10年間と書かれているので、3～5年で見直すということを追加していただければと思います。「水道料金は現行の料金体系、料金水準を思考しつつ今後の投資計画と財政計画を勘案しながら、条件を検討していきます」等の書き振りにした方が良いと思います。ご指摘の通り、グラフを見ればギャップが出るのがわかります。そのギャップをどうやって埋めるか、これが1番の重要な課題ですので、事務局から説明があったことをこの赤字の次にご指摘を踏まえて修正していただければと思います。

(事務局)

検討します。

(田中委員)

まとめていただきありがとうございます。資料編は素案の最後に綴じて1冊となるのか、別冊になるのか教えてください。

(事務局)

資料編は素案の後ろに綴じ、1冊で公表する予定です。

(田中委員)

それを踏まえて、19大都市とさいたま市との比較の表が読みにくいです。フォントを大きくしていただきましたが、それでも小さく感じます。パブリックコメントの目的は、より良い行政を目指すために、広く意見や情報、改善策等を求めることだと思いますので、

読めないような表では不親切だと思います。そこで、読みにくい表はそのままに残して、用紙を横使いにした拡大版を資料編の中に入れていただけませんか。

48 ページの表「水道事業における官民連携に関する手引き」ですが、ここに入れると違和感を感じる方がいて資料編に入れるということになりました。水道法改正にあたり委託のコンセッション方式等について、今後大きな問題になっていくと思っていますので、資料編に移すのではなくこのまま本編に残して、いただけませんか。

(事務局)

検討します。

(田中委員)

48 ページの表以外に、「コンセッション」という言葉は一度も出ていないと思います。そうすると長期構想の審議会で、コンセッションについては議論しなかったという風に捉えられる可能性があると思います。

(事務局)

委員の皆様のご意見と、それに対する事務局の回答を議事録としてホームページに公開しています。4 回目の書面形式で行った審議会についても公開していますので、議事の内容についてはどのような形で行われているのかはわかるかと思えます。

(石井会長)

47 ページの「(2) ①現状」に「表 3-6-4 民間活用の活用状況」を入れてもらいましたが、さいたま市における民間活力の活用状況は様々な業務ですでに官民連携が進められているという説明も必要だと思います。表だけだと何についての表なのかわからないと思いますので、もう少し説明が必要です。また、課題と書かれていますが、改正した水道法では官民連携と広域化は待ったなしだと明記されています。経営基盤を強化するために広域化と官民連携というのは、水道法改定のメインです。ですから、それを目指して、さらに効率的及び、技術の継承や民間活力等を増していく必要があります。厚生労働省で示している官民連携のあり方としては、次のページの表のとおりで、個別委託、第三者委託、DBO、PFI、公設民営化（コンセッション）、完全民営化、こういったものが整理されています。ただ、さいたま市では個別委託や第三者委託、包括委託、要するに業務の官民連携の中の包括委託と言うものが導入または検討されているということです。コンセッションについては田中委員より何度もご指摘を頂いています。市長は行わないと言っていますが、議事そのものはないと思います。そのため、そういったことははっきりとさえ、お互いに安心すると思います。選択肢があるということだけを文章で加えていただければ、誤解を招かないと思います。せっかく第三者委託まで進んできたさいたま市のあり方を表 3-6-4 に書いていただきましたので、「今後更なる官民連携が必要となりますが、本市では厚生労働省で示されているものを参考として挙げれば、48 ページのようになります。」という簡潔な文章を加えていただければ、わかりやすいと思います。

(事務局)



追記します。

(石井会長)

他にありますか。

(酒井委員)

修正いただきありがとうございました。水道局で「業務委託に係る契約情報一覧表」というものがホームページに掲載されているかと思います。それをここに載せるのは大変だと思いますので、ホームページの URL や QR コードを付ける等して、市民がアクセスしやすいように盛り込めたら、水道局で行っている業務委託がわかりやすくなるのではないかなと思いました。

それに関連して、資料の 59 ページ「5-5 【施策②】」の表「民間活力の検討」に「効率的な民間委託の検討」という言葉が入っています。以前の審議会当初は「包括的民間委託」という表現だったものを「効率的な民間委託の検討」に変わったと承知しています。表現が変わったものの、包括的民間委託はさいたま市が行いたいことだと感じ、勉強してみました。確かに契約件数はすごく多いと感じました。例えば、令和 1 年の 10 月から 12 月の間に 19 件、17 業者と業務委託、令和 1 年の 7 月から 9 月の間に 23 件、20 業者と業務委託、平成 31 年 4 月から令和元年の 6 月の間に 53 件、42 業者と業務委託とそれぞれ契約を交わして、これだけあると事務作業がかなり大変ではないかなと思いました。さいたま市で行いたい包括的民間委託はどういったものなのかを、市民として理解したいと思っています。例えば、排水ポンプ駆動用インバーターモーター補修点検業務を A 社、B 社、C 社の 3 社に分けて業務委託されているというのを確認しました。さらに同じように自家発電設備保守点検業務を A 社、B 社、C 社、D 社と 4 社に分けて委託されているというのを知りました。このように 3 社に分けているひとつの業務を 1 社にまとめて、これを包括的に業務委託としたいのか、それとも A 社が受託している業務が配給水管漏水調査業務と配水管洗浄作業業務と 2 つあって、業務としては関連性が低いものを書類上まとめることを包括的民間委託と考えているのか、もしくは両者のパターンを考えているのか、さいたま市として今後どのように考えているのか教えてください。

(事務局)

包括委託というのは、料金の収納や検針等の別々に発注されていた業務を、ひとつの業務委託として行った方が、経費も含めてコスト削減を図れるということ、また情報を共有することによって効率性が上がるため、メリットがあると考えています。個別に行っていた業務をひとつにまとめるといったことを包括的に委託していくことを考えています。

(酒井委員)

例えば、いままで A、B、C と 3 つの件数に分かれていた業務をひとつの件数にまとめて、それを随意契約のほうに持っていくのか、競争入札のために業者に集まってもらうとか、そういった形を考えていますか。個人的には競争が成り立つのであればいいとは思いますが、今のお話を聞いたときに件数をすでにまとめてから競争入札を行うとなると、

競争性の担保ってどうなるのだろうか、と疑問に思いました。市民としては、あくまで競争が適正に成り立つように、高騰もせず、かといって質も落ちず、そういった競争が成り立つようにやるのであれば、お願いできたらと思います。

(事務局)

水道局として、業務をまとめた方が効率的に行えるというものについてはまとめていくという検討をしています。個別に発注した方が機能を上手く果たせるものについては個別に出しています。ご指摘の通り競争は必要で、どうしてもモノの製品や性能を担保しなければならぬものに関しては随意契約をする必要があると思っています。市民のための水道として機能していく一番良い方法を考えて進めて参りたいと考えています。

(酒井委員)

わかりました。私の方としては、これで終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(石井会長)

包括委託は2軸あります。別々の業務をそれぞれ発注すると、時間や労力等が掛かるためまとめた方が効率的とする軸と、時間軸とがあります。いままで膨大な数の単年度契約を行っていました。それぞれ発注をして入札をかけて1年毎にやっていましたが、時間軸を長くし、3年や5年契約にすることで民間企業が行っているような考え方をもっと導入しようというのが、官民連携の基本的な考え方です。ですから、包括委託の官民連携の手引きの平均値を見てもだいたい5年程度です。長期となれば民間企業も投資しやすくなり、また、単年度契約は仕様発注のため、性能的な観点は全くありませんでした。そういったことから、いままでの契約方式というものを変えていくために、官民連携の手引きをつくってきたのが経緯です。範囲の経済性と時間の軸がある中で、類似しているものを合体した方が効率的だというのがそもそもの考え方です。

他に何かありますか。

(酒井委員)

資料の1ページの「1-1 目的」の4段目「しかし、水道法改正等水道事業を取り巻く環境が大きく変化し」というところで、確かに水道法改正は水道局の皆様にとって大きな変化だと思えますが、市民としては昨今の気候変動や災害というものが大きな環境の変化だと思っています。どうしても水道インフラの維持のリスクに直結するものがあると思いますので、こういった文言も加えていただきたいです。

(事務局)

検討します。

(市村委員)

「新型コロナウイルス」という言葉が多すぎるのかなと感じました。例えば、34ページ「新型コロナウイルスへの対応」というコラムを読んでも、これに関わるのは管理の事業継続計画の部分だと思うので、そういったものをあまり大きく色んな箇所にちりばめ

てしまうと、計画の体系のバランスが崩れてしまうのではないかと感じました。また、10年間の計画なので、今起きていることにフォーカスしすぎるのはいかかなものかと個人的に思いました。

(事務局) 全体的なバランスを見て、検討します。

(石井会長)

10年間の長期構想の中のBCPの一環で、新型コロナウイルス感染症への対応という観点が必要だということを加えた方が良いと思います。

(酒井委員)

「新型コロナウイルス感染症」としてしまうと、10年見続けるのは大変だなと感じますので、「未知の感染症」等の言葉を使った方が良いと感じました。新型コロナウイルスはあくまでもひとつの例であって、ウイルスが変異したり、新たなウイルスが出ることも考えられるので、総称的な表現にした方が良いと思います。

(事務局)

検討します。

(石井会長)

廣田委員、全体を通じて何かご意見・ご感想はございますか。

(廣田委員)

修正をしていただき読みやすくなりました。どうしても専門的なことがたくさん書かれていますので、一般の方が見るのは難しい素案だなと思っていたので、助かりました。ありがとうございます。

(石井会長)

藤枝委員、何かご意見・ご感想はございますか。

(藤枝委員)

個人的な意見ですが、災害時には桜区全体の避難民を小学校で受け入れるとされています。桜区の1万5千人を受け入れるのであれば、水の供給や車の駐車する場所等、色々な問題を解決していただかないと不安です。身近なことから改善していただきたいです。

(事務局)

申し訳ありませんが、防災関係のことは管轄外のため担当課に伝え、回答するようにいたします。

(藤枝委員)

マンホールトイレが設置されているのですが、その時の下水はどうなりますか。どのような形で処理をされていきますか。

(事務局)

そちらについても管轄外のため、担当課に伝え、回答するようにいたします。

(石井会長)

江原委員、何かご意見・ご感想はございますか。

(江原委員)

マスクで聞こえづらいと感じました。何をおっしゃっているのかわからないところがありました。

災害時について、公的な施設を避難所にしてはいますが、地元の人が行けない場所や、雨が降ったら水が出るというところでも公的な施設だからと避難所をしているところがあり、気になりました。公的だからと言って単純に避難所にするのではなく、避難所に来る人たちがどこを通過してくるのかを考慮して避難所に設定していただければと思います。

(石井会長)

市内でもハザードマップ等を、それぞれの状況を見ながら更新していると思いますので、今後さらに向上していくと思います。事務局におかれましても防災危機管理等の確認・予防をしていただければと思います。

他にありますか。

(中島委員)

長期構想はよくまとまっていますごく良いと思います。それ以降の中期経営計画や、施設整備計画を並行して策定されているということをご想定しながらお話をさせていただければと思います。さいたま市民が何を思っているのか、11 ページにアンケート結果を掲載していただいたのはすごく良いと思います。市民が何を求めているのか、さいたま市は何をしていきたいのか、同じ方向を向かなければならないと思っています。スローガンにある通り「市民とともに」ということを踏まえて、安全の事、災害の事、ここに書いてある水道水の安全性、安定した水の供給を求めている、やりたいと思っているということ、施設整備計画の中で何を優先して、何を選択して、何を集中的にやるのか取り込んだ上で計画を立てていただければと思います。構想を超えてのお話で申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

(事務局)

第3章等に水道の業務指標を載せてあります。こちらの指標で強化しなければならぬ部分、この10年間でどれだけ指標を高めていくか、そういった事も含めて中期経営計画で事業を打ち立てて、進捗管理をして参りたいと思います。そういったことを達成することで市民の皆様が求めている水道水の安全性、水道水の味や臭いについても、今後広聴できればと考えています。

(石井会長)

本日の議事は以上であります。活発なご質疑をいただきありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、事務局とともに素案としてまとめてまいります。一任していただけてよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

それでは、そのとおりさせていただきます。では、事務局にお返しします。

### 3. 閉会

(事務局より今後のスケジュールについて説明)